

「健全化判断比率」「資金不足比率」の概要について

健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、決算に基づき4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないことになっています。

健全化判断比率とは次のとおりです。

実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字(資金不足)の標準財政規模に対する比率。
一般会計等の財政運営の状況を示すものです。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模

連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
本町全体の財政運営の状況を示すものです。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金に準元利償還金を含めた実質的な公債費の、標準財政規模に対する比率。借金返済に要する財政負担の度合いを示すものです。

準元利償還金：(イ)～(ホ)までの合計額

- (イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- (ロ) 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ハ) 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- (ホ) 一時借入金の利子

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

(3ヶ年平均)

将来負担比率

地方公共団体の全会計、一部事務組合、第三セクター等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の標準財政規模に対する比率。将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

財政の早期健全化（イエローカード）

財政健全化計画

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政の再生（レッドカード）

財政再生計画

再生判断比率（ ~ ）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生画を定めなければなりません。

地方債の起債の制限

再生判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上である場合は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

公営企業の経営の健全化

上水道や下水道などの公営企業経営についても資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

また、地方債の制限等と同様の仕組みが設けられます。

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入に対する比率。公営企業の経営状況を示すものです。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$